

募集要領

1 事業名

令和8年度(2026年度)BOATRACE尼崎キャッシュレス投票サービス「AMA+」利用促進キャンペーン運営管理業務

2 契約期間

契約締結日～令和9年(2027年)1月31日(日)

3 業務目的

現在、BOATRACE尼崎では本場全体におけるキャッシュレス投票の利用率を上げる施策を実施しており、キャッシュレス投票サービス「AMA+」(以下「AMA+」という。)において、舟券購入100円毎にポイントを付与し、「AMA+」会員限定グッズの交換やイベントの実施等、サービスの拡充を図っている。

本業務は、更なるキャッシュレス利用率の増加を目的とした、「AMA+」会員の新規加入及び利用促進を企画・運営するものである。

4 業務内容

別紙仕様書のとおり

5 提案上限額

13,320,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

※あくまでも上限額であるため、必ずしもこの額で提案を行う必要はない。事業効果が同等であると見込まれる場合、より価格の低い提案を採用する。

※本事業は、尼崎市・伊丹市の共同事業であるため、契約締結の際は受託者と協議の上、両市で按分した金額で各市と契約を締結する。

※本業務は、令和8年度(2026年度)予算が成立した時点で有効となるため、予算不成立の場合は実施しない。また、これに伴い事業者において損害が生じた場合、その損害について負担しないものとする。

6 事業者の募集について

公募型プロポーザル方式により候補者を選定する。

事業者は、7の条件を満たす事業者を対象とした公募・選考により決定する。

募集は、尼崎市及び伊丹市の公式ホームページに掲載することにより公告する。

7 参加資格条件

選考に参加することができる事業者は、以下に示す(1)から(6)の条件を全て満たす事業者とし、これらを満たさない事業者の応募は受け付けない。なお、受付後に当該事実が判明した場合に

においては、企画提案内容の内容にかかわらず選外とし、それが契約後に判明した場合においては、その段階で契約を取り消し、それまでの業務に要した一切の費用は負担しない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 尼崎市及び伊丹市から入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条第2号または伊丹市暴力団排除条例（平成24年伊丹市条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）または暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第2条第3号または伊丹市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第2条第4号または伊丹市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）に該当しないこと。なお、応募事業者が暴力団等である疑いがあるときその他必要があると認めるときは、警察署長へ意見を聴くことに同意すること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中または会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き中の事業者でないこと。
- (5) 本業務を一括再委託しない者であること（ただし、業務の一部を委託する場合にあらかじめ尼崎市及び伊丹市の承諾を得たときはこの限りではない。）。
- (6) 公租公課を滞納していないこと。

8 参加手続等

選考への参加を希望する者は、次のとおり書類の提出等を行うこと。

(1) 応募時に提出する書類等

ア 提出書類

参加表明書兼誓約書（様式1）

イ 提出部数

1部

ウ 提出期限

令和8年(2026年)3月17日(火)午後3時必着(郵送可)

エ 提出先

尼崎市公営企業局ボートレース事業部開催運営課もしくは伊丹市ボートレース事業局事業課

オ 応募用紙等のダウンロード

当該募集要領ほか応募用紙等一式は、尼崎市及び伊丹市ホームページに掲載する。

(2) 応募後に提出する書類等

ア 提出書類

(ア) 企画提案書

ページ数は問わないが、A4縦とし、両面コピーを徹底すること。記載内容については仕様書を参照のこと。また、PDFファイルを「12 問い合わせ先」に記載のメールアドレス（尼崎市・伊丹市双方）に送付すること。

(イ) 見積書（仕様書に定める総額の範囲内）

仕様書に基づく業務にかかる総費用について、項目別に内訳を詳細に明記すること。

見積書記載の宛名は「尼崎市公営企業管理者」及び「伊丹市モーターボート競走事業

管理者」とし、事業所名及び代表者職名を記載の上、提出すること。

※見積書の写しを企画提案書に綴じ込むこと。

※書式は自由とする。

イ 提出部数

各 10 部（見積書は 1 部原本、残りは写し）

ウ 提出期限

令和 8 年(2026年) 3 月 27 日（金）午後 3 時必着（郵送可）

エ 提出先

尼崎市公営企業局ボートレース事業部開催運営課もしくは伊丹市ボートレース事業局事業課

(3) 本プロポーザルに関する質問及び回答

ア 質問方法

下記 1.1 に記載の問い合わせ先まで「提案書等に関する質疑書（様式 2）」を電子メールにて提出すること。なお、提出期限後に提出された質問や指定方法以外で提出された質問に対しては回答しない。

イ 質問期限

令和 8 年(2026年) 3 月 17 日（火）午後 3 時（メールのみ）

ウ 回答予定日

令和 8 年(2026年) 3 月 19 日（木）

エ 回答方法

質問者名を伏せ、全参加者にメールを送付する。

オ その他

参加表明書兼誓約書が未提出であった事業者の質問は回答しない。

(4) その他

ア 選定・非選定にかかわらず、提出された企画提案書等の返却は行わない。

イ 選定・非選定にかかわらず、提出された企画提案書等の制作にかかる経費は、全額参加事業者が負担するものとする。

ウ 提出された企画提案書等は、尼崎市及び伊丹市の情報公開条例に基づき開示する場合がある。

9 審査・選定方法について

(1) 審査・選定方法

審査は参加資格を満たしている事業者の企画提案書に基づく企画競争（書類選考）とし、以下の各評価項目の評価点数の合計点が最も高かった事業者を契約締結予定事業者（35 点満点×5 人＝175 点満点）とする。

また、合計点が同点の事業者が複数あった場合、評価項目ごとに 1 位をより多く獲得した事業者を選定する。

(2) 評価基準

評価項目	評価の視点
------	-------

<p>「AMA+」新規加入促進業務 (仕様書上の5-(1)を参照) 【10点】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「AMA+」新規加入を獲得するための具体的な実施内容が明記されているか(新規加入促進員の活用方法を含む)。 ・会員限定企画が入会メリットと感じられるものとなっているか。 ・提案による手法がどのような効果をもたらすか明記されているか。
<p>ポイント利用抽選企画の実施 (仕様書上の5-(2)を参照) 【5点】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「AMA+」会員の魅力の一つとして、本業務の目的に則した企画となっているか。また、わかりやすい企画であるか。 ・抽選企画に採用した賞品が多くの方に喜ばれる内容となっている(賞品選定理由の明記を含む)。
<p>ラグジュアリー限定抽選企画 (仕様書上の5-(3)を参照) 【5点】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高額購入者にとっても「AMA+」会員の魅力を感じられる企画となっているか(賞品選定理由の明記を含む)。 ・多くの利用者が参加できるものになっているか。
<p>招待イベント・トークショーの実施 (仕様書上の5-(4)を参照) 【5点】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「AMA+」の利用促進・ボートレース尼崎の顧客層の満足度が図れる内容となっているか。 ・「AMA+」会員限定であることで、ファンが選手を身近に感じていただき、楽しめる企画となっているか。
<p>告知用データの制作 (仕様書上の5-(5)を参照) 【3点】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの概要、魅力が伝わるデザインになっているか。
<p>経済性・効率性 【2点】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・提案額が提案上限額の90%未満(2点) ・提案額が提案上限額の90%以上95%未満(1点) ・提案額が提案上限額の95%以上(0点)
<p>総合評価 【5点】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>企画提案の各項目が、どのような効果により本業務目的に則していくか明記されているか。</u> ・仕様書での指示事項以外にも、積極的により効果が高いと見込んだアイデア等を盛り込んでいるか。 ・各業務のスケジュールや運営体制が企画提案書において詳細に示されており、円滑な実施が期待できるか。

(3) 審査結果の通知

契約予定事業者決定後、応募事業者全員に書面にて通知する。

応募事業者宛て書面発送予定日 令和8年(2026年)3月31日(火)

10 その他

- (1) 今回の業務委託により制作される成果物の著作権等の権利は、タレント及び選手を採用した際の肖像権等に関するものを除き委託者に帰属するものとする。

- (2) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (3) 企画提案書を採用した場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではなく、業者決定後に企画内容についての調整を行う場合がある。
- (4) 事業の実施にあたり、参加者の安全には十分留意すると共に、万が一それにより問題が生じたときは、受託者の責任においてこれを処理するものとする。その他委託業務が原因で発生した事故についても同様とする。
- (5) 受託者は、本業務の実施にあたり計画に変更が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、その都度速やかに委託者と協議を行い決定する。
- (6) 「参加表明書兼誓約書（様式1）」提出後に本プロポーザルへの参加を辞退される場合は、速やかに尼崎市公営企業局ボートレース事業部開催運営課もしくは伊丹市ボートレース事業局事業課へ申し出ること。

1.1 問い合わせ先・提出先

尼崎市公営企業局ボートレース事業部開催運営課（担当：九鬼）

伊丹市ボートレース事業局事業課（担当：坂田）

電話 06-6419-3181

住所 〒660-0082 兵庫県尼崎市水明町199-1

アドレス kuki-yoshifumi@city.amagasaki.hyogo.jp

sakata.naoya@city.itami.lg.jp

以 上